



Title	法的因果関係の法理学的検討：ハート＝オノレから介入主義へ
Author(s)	山本, 展彰
Citation	大阪大学, 2023, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/91823
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名 (山本展彰)	
論文題名	法的因果関係の法理学的検討：ハート＝オノレから介入主義へ
論文内容の要旨	
<p>本稿は、法的因果関係を法理学的観点から検討し、決定論的事例と非決定論的事例を統一的に扱うことができる法的因果関係論の構築を試みるものである。</p> <p>序論では、法的因果関係に関する法解釈学における議論と、因果関係に関する哲学における議論を確認し、本稿の意義を論じる。法的因果関係に関しては、法解釈学における議論の蓄積があるが、法的因果関係の存否が問題となる公害訴訟や薬害訴訟など科学的知見が扱われる訴訟は、しばしば自然科学的にも因果関係のメカニズムが不明である、ないしは自然科学的にメカニズムがおおよそ理解できているとしても不確実性がある非決定論的事例であり、従来の法的因果関係論では対応が困難であると考えられる。また、哲学においても、因果関係は論争的な論点の一つであり、法的因果関係と関心を共有する単称因果関係の存否をどのように判断するのかをめぐる議論も活発に交わされている。そこで、本稿は、法学と自然科学双方の知見を総合的に考察する「法と科学 (law and science)」という問題関心に立脚しつつ、単称因果関係に関する議論を中心として哲学における因果関係論を参照し、哲学的視座から法を考察するという法理学的観点から法的因果関係を検討することで、決定論的事例と非決定論的事例を統一的に扱うことができる法的因果関係論の可能性を探究する。</p> <p>第一部では、検討の出発点として、法理学者H・L・A・ハートとローマ法学者T・オノレによる法的因果関係論を批判的に検討し、その限界を明らかにした。ハート＝オノレは、原因を結果の生起に十分な条件集合に含まれるものとし、十分条件集合から原因を識別する際には、通常人が有する常識的諸原理が機能すると主張した。このようなハート＝オノレの因果関係論は、十分条件に含まれる必要な要素を意味するNESSテストとして定式化され、今日の法的因果関係論に大きな影響を与えている。しかし、ハート＝オノレの法的因果関係論は、法的因果関係の存否を判断する際に機能する常識的諸原理において中心的な基準となる「通常の出来事の推移」が文脈依存的であるという問題を有している。そして、この問題によって、ハート＝オノレの法的因果関係論は、非決定論的事例において正しく因果関係を判断できないことが明らかになった。</p> <p>第二部では、哲学者D・ルイスによって確立した哲学的因果関係論において反事実条件説と呼ばれる因果関係論を参考し、法的因果関係の基礎となる事実的因果関係の存否を反事実条件文によって判断するという判断枠組を批判的に検討した。ルイスは、自身の哲学理論の基盤である可能世界論に立脚することで、因果関係を反事実条件文によって分析した。このような反事実条件説は、我々の直感的な因果関係存否の判断と一致する枠組であるという利点を有している。しかし、反事実条件説は、反事実条件文の真偽を判断する前提となる法則、そして因果関係の推移性という問題を有している。そして、これらの問題によって、反事実条件文は、非決定論的事例において正しく因果関係を判断できないことが明らかになった。</p> <p>第三部では、哲学において近年有力な介入主義的因果関係論を参考し、コンピューター科学者J・ハルバーンによる単称因果関係の判断枠組である拡張因果モデルを批判的に検討することで、決定論的事例と非決定論的事例を統一的に判断できる法的因果関係論の構想を提示した。介入主義的因果関係論は、因果モデルと介入概念によって、因果関係に関する我々の問い合わせに回答を与えるための一般的な枠組を提示する。そして、介入主義的因果関係論のなかでも、ハルバーンの拡張因果モデルと推移性テストは単称因果関係の枠組としてきわめて有力な理論である。しかし、拡張因果モデルは、通常性概念を導入することにより、ハート＝オノレと同じく通常性概念の不明確性という問題を有している。そこで、通常性概念に代わり法適合性概念を導入した修正拡張因果モデルを提示し、限界事例においても適切に機能することが確認された。</p> <p>結論では、第一部から第三部までの検討を踏まえた本稿の結論として、介入主義的因果関係論を応用した修正拡張因果モデルが決定論的事例と非決定論的事例を統一的に判断できる法的因果関係論として成立することを示した。また、本稿の結論が示唆する含意について、法実践的側面を中心に論じた。</p>	

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏名(山本展彰)		
	(職)	氏名
論文審査担当者	主査 副査 副査	教授 教授 教授
		中山竜一 林智良 福井康太

論文審査の結果の要旨

1. 本論文の概要

山本展彰氏の論文「法的因果関係の法理学的検討：ハート＝オノレから介入主義へ」は、近年の新たな学際的理論動向である「法と科学」(law and science)の問題関心を念頭におきつつ、刑法や民法など法教義学における重要論点である法的因果関係論に焦点を当てて、分析哲学や科学哲学でこれまでに提唱されてきた因果性をめぐる各種の理論を批判的に検討・整理し、そこから、決定論的事例と非決定論的事例の統一的な扱いを可能とするような、新たな法的因果関係理論の構築を目指す試みである。

まず、序論では、刑法や民法などの法教義学における因果関係をめぐる各種の議論（相当因果関係説、「危険の現実化」説、客観的帰属論、事実的因果関係と責任分配の分離論、等々）に加え、D. ヒュームに始まる哲学における因果性めぐる諸理論の確認が行われ、そこから本論文が目指すところが示される。山本氏は、法的因果関係については次の問題が存在すると指摘する。法教義学における長年の議論蓄積にもかかわらず、公害訴訟や薬害訴訟など科学的知見が重要な争点となる裁判においては、自然科学的にも因果関係のメカニズム（一般因果関係、ないし、タイプ因果関係）が不明であったり、あるいは、おおよそのところでは自然科学的メカニズムが把握されていても個別的には不確実性が存在したりするため、非決定論的事例と呼ぶべきこうした事案にあっては、結果的に、従来の法的因果関係論では対応が困難になると考えられる。また、哲学の議論においても、因果関係は今なお重要な争点の一つであり続けており、因果関係をめぐる法学上の議論と同様、一度だけ起こった事象、すなわち単称因果関係（ないし、トーケン因果関係）の存否をどのように判断するかをめぐり活発な論争が展開されている。法学と哲学の双方におけるこうした議論状況を踏まえ、山本氏は本論文が目指す目標を次のように設定する——すなわち、単称因果関係をめぐる哲学的因果関係論の各種の理論を参照しつつ、法の哲学的省察としての法理学的視座から法的因果関係を再検討することを通じ、決定論的事例と非決定論的事例を統一的に扱うことを可能とするような法的因果関係論の可能性を探求することである。

本論第1部では、出発点として、二十世紀を代表する法理学者の一人である H. L. A. ハート、ならびに、日常言語学派の哲学を法学に導入したハートの伴走者であり、後にローマ法学の第一人者となる T. オノレによる法的因果関係理論（『法における因果性』1959年、第2版1985年）が俎上にのぼされ（第1章、第2章）、批判者たちの議論を参照して行われる詳細な批判的検討を通じ、その理論的限界が示される（第3章、第4章）。ハート＝オノレの主張によれば、原因とは、結果の生起に十分な条件の集合に含まれる何ものかであり、それら十分条件集合から特定の原因が識別されるにあたっては、通常人の常識的諸原理が機能するとされる。この主張は「十分条件に含まれる必要な要素」を意味する NESS (Necessary Element of a Sufficient Set) テストとして定式化され、今日の法的因果関係論にも多大な影響を残している。ところが、ハート＝オノレの法的因果関係論には、法的因果関係の存否を判断する際に機能する常識的諸原理において中心的な基準となる「通常の出来事の推移」が文脈依存的であるという問題点が存在する。ここから山本氏は、次の評価に至る。このような文脈依存性の結果として、ハート＝オノレの法的因果関係理論

では、非決定論的事例に対して正しく因果関係を判断することが不可能である。

次いで、第2部では、現代の分析学者 D・ルイスの哲学的因果関係論が取り上げられる。ルイスの因果関係理論は反事実条件説と呼ばれ、その哲学的基盤としての様相实在論（可能世界理論）に立脚しながら、因果関係を反事実的条件文へと還元するものである（第5章、第6章）。山本氏によれば、こうした反事実条件説は、因果関係にかんする人々の直感的な判断と一致するという利点があると評価できる一方、その反面においては、反事実条件文の真偽判断には前件から後件への推移を説明する自然法則があらかじめ前提として想定されていなければならぬこと、さらには、因果関係の推移性には反例があるという批判に応答できること、といった難点も存在する。そのため、ルイスの反事実条件説では、法的因果関係をめぐる難事案と言るべき非決定論的事例については正しく因果関係を判断ができない、と結論づけられる（第7章）。

第3部では、NESSテストや反事実条件説に代わる新たな因果関係理論として、現代哲学において近年有力になってきた介入主義の因果関係理論が取り上げられ、そこから、決定論的事例と非決定論的事例を統一的に判断することができる法的因果関係理論の構想が提示される。

コンピューター科学者 J. ハルバーンや J. パールらによって提唱された介入主義の因果関係理論は、因果関係を実験や操作可能性の観点から捉える操作可能性説や、主観確率を問題とするベイズ統計学をその理論的立脚点とする（とりわけ「統計的因果推論」）。介入主義の因果関係理論にあっては、次の過程を通じて因果推論が行われる——(1) (モデル構築者の信念を反映した) 因果モデルの構築、(2) 因果モデルにより提示される因果システム（系）への介入、(3) 因果モデルに示される変数間の関係の構造方程式による把握。そして、山本氏は、介入主義的因果関係理論のなかでも、ハルバーンの拡張因果モデルと推移性テストを単純因果関係の理論的枠組としてとりわけ有望な理論であると評価する（第9章）。しかし、拡張因果モデルは「通常性」の概念を導入するものであり、その点において、ハート=オノレ理論と同じく「通常性」概念の不明確性という難点をはらむものとなる。そこで山本氏は、「通常性」に代えて「法適合性」概念を導入する修正拡張因果モデルを対案として提起する。そして、これにより限界事例においても適切な因果関係推論が可能となることを確認する（第10章）。

結論部では、第1部から第3部までの検討を振り返った上で、介入主義的因果関係理論を応用した修正拡張因果モデルが個別具体的な訴訟手続きでどのように用いられるかを示し、このモデルが決定論的事例と非決定論的事例の統一的判断を可能とする法的因果関係理論として成立し得るという結論が提示される。さらに、データの統計的操作により因果推論を行うというその特徴から、介入主義的因果関係理論、そして山本氏が提示する修正拡張因果モデルは、裁判による事後的な紛争解決のみならず、介入的操縦を通じた立法や政策の評価にも応用可能であるという、理論的射程に関連する含意についても言及される。

1. 本論文の意義

本論文は、公害裁判や薬害裁判、さらには科学裁判一般に焦点を当てる新たな学際的研究動向、「法と科学」（law and science）を視野に納めつつ、法理学をめぐる近年の議論にあっては必ずしも十分に論じられてこなかった法的因果関係をめぐる議論に正面から取り組む試みである。刑事法、民事法などの教義学理論においても複雑な議論展開が見られる法的因果関係論をめぐる現代的焦点を引き受けながら、分析哲学と科学哲学における因果関係理論の進展を参考することにより、決定論的事例と非決定論的事例を統一的に論じることを可能とする新たな法的因果関係論の構築を目指す試みであるという点で極めて野心的であり、科学裁判のみならず、立法や政策形成を含む広義の法実務一般にも大きな影響をもたらす可能性をはらんだ理論的提案であると評価することができる。さらに、個別的に見れば、本論文は次のような学問的意義を有することも指摘される。

第1部では、法的因果関係を対象とする法理学的考察の一つの到達点であるハート=オノレの法的因果関係論が出発点として論じられるが、わが国ではこれまで、ハート=オノレに対する批判は十分には取り上げられてこなかった。本論文は、J. トムソン、C. プルマンといった哲学者や法律家からの批判を整理した上で、ハート=オノレの法的因果関係論に内在する理論上の困難ゆえに非決定論的事例では機能しないことが示される。このように、法的因果関係論の一つのスタンダードともなっているハート=オノレ理論の限界を明らかにしたという点は、本論文の学術的貢献であると言わなければならない。

第2部では、哲学者 D. ルイスの因果関係理論が詳細に取り上げられ、法的因果関係の存否判断におい

てしばしば用いられる「あれなければこれなし」(sine qua non)公式、ないし “But For” テスト——哲学における「反事実条件文」——が法的因果関係の判断基準となりうるという論点が批判的視座から論じられる。ルイスの因果関係論は様相実在論（可能世界理論）という大がかりな概念道具に依拠するものの、結論においては人々の直感的な因果関係把握と軌を一にする。山本氏は、ルイスの哲学的因果関係論と従来の法的因果関係論を架橋する考察を行い、裁判をはじめ法で問題となる事案は一回的な非決定論的事象であることを指摘した上で、決定論的事例と非決定論的事例の双方において因果関係を反事実条件文へと還元する立場は採用し得ないと論証する。このように、人々の直感とも合致する、反事実条件文を用いた法的因果関係存否の判断枠組について、その哲学的基礎づけと限界を精緻に明らかにしている点が、第2部の学術的貢献であると評価できる。

第3部では、第1部と第2部の検討結果を踏まえ、近年の哲学における有力な因果関係理論、介入主義を応用した法的因果関係論の構想が提示されている。山本氏は、介入主義が法的因果関係の判断枠組を定式化する際に有用であると指摘するとともに、J. ハルバーンの拡張因果モデルを修正した独自の理論を提案する。結論部で示される実際の訴訟手続きを念頭に置いた因果推論モデルの具体性と精度をはじめ、さらなる検討を必要とする論点も少なからず見られるものの、介入主義を参照した法的因果関係の研究は国内外を問わずほとんど見られないということに加え、統計理論と確率論を前提とする因果推論モデルを法に導入する試みであるという点で、いわゆる科学裁判のみならず、立法や政策も含んだ広義の法的因果関係の把握と自然科学との関係性の明確化に大きな示唆を与える試みとなっている。その意味において、山本氏が提示する修正拡張因果モデルの構想には新規性のみならず、新たな法理論の創出へつながっていく可能性も予感させる。

このように、山本氏の本論文は、多くの先行研究にかんする丹念な分析、および、それらにかんする批判的検討の蓄積に基づいた、スケールの大きな、独創的研究であり、学術的に高い価値を有すると言える。審査委員は、全員一致で、山本氏の論文が博士の学位授与に値するものであると判断した。

なお、審査にあたり、本論文に剽窃がないことを確認した。